

防府市新規漁業就業者定着支援事業費補助金交付要綱

平成10年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規漁業就業希望者に対して研修を行い、漁業経営を開始するために必要な漁業技術、知識等の習得を支援する新規就業者定着支援事業（以下「事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助率)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内において山口県漁業協同組合（以下「事業主体」という。）が防府市内で行う事業に要する経費について 1／2 以内の補助率により、当該事業主体に対し補助金を交付する。

(事業対象者)

第3条 事業の対象者（以下「研修生」という。）は、次の各要件全てに該当する者とする。

- (1) 事業開始時点において、原則として18歳以上50歳未満である者
- (2) 漁業経験がなく、漁業技術の習得が困難な環境にある者。なお、漁家子弟（防府市内で本人若しくは配偶者の祖父母、父母又は兄弟姉妹が漁業を営む者をいう。以下同じ。）にあっては、家族（本人若しくは配偶者の祖父母、父母又は兄弟姉妹をいう。以下同じ。）と異なる漁業種類の研修が計画され、家族から直接指導を受ける期間が全体の研修期間の半分以下である場合に限る。
- (3) 事業完了後、1年以内に漁業経営を開始することが確実と認められる者

(事業の内容)

第4条 事業主体は、研修生が漁業経営を開始するために必要な漁業技術、知識等を習得するために、次の研修を受講する場合、研修支援費の支給を希望する者に対し研修支援費を支給し研修を支援するものとする。

研修の内容

(1) 研修場所及び内容

先進漁家、試験研究機関、市場、漁業協同組合等において、漁具・漁法、

気象・海象、漁業機器操作、市場流通等に関する体系的な研修

(2) 研修期間

1 箇月を超え2年以内（原則として2年間とする。）

(3) 1 箇月に必要な研修日数

原則として、20日以上とする。

2 研修支援費の支給限度額は、研修生1人につき、1 箇月当たり15万円とし、支給の対象となる期間は研修受講期間内に限るものとする。

ただし、研修生が親と同居する場合の研修支援費の支給限度額は、研修生1人につき、1 箇月当たり10万円とする。

（事業実施計画の承認）

第5条 事業主体は、事業を実施しようとする場合は、事業実施計画承認申請書（第1号様式）に事業実施計画書（第2号様式）を添付し、市長に提出するものとする。

2 市長は、計画の内容を審査し、適当と認められる場合は、承認の通知を行うものとする。

3 実施計画の変更については、第1項及び第2項に準じて行うものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 前条第2項に規定する事業実施計画の承認を受けて、補助金の交付を受けようとする事業主体は、補助金交付申請書（第3号様式）に事業計画書（第4号様式）を添付し、市長に申請するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認める時は、補助金の交付を決定し、その旨を当該事業主体に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（事業計画の変更に係る承認の申請）

第8条 事業主体は、前条の補助金の交付の決定があった後、事業計画に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ補助金の変更承認申請書（第5

号様式)に変更後の事業計画書を添付し、市長に申請し承認を受けなければならない。

(研修支援費の支給)

第9条 第7条に規定する補助金の交付決定を受けた事業主体は、研修生から研修支援費交付申請書(第6号様式)に第2項の条件についての確約書(第7号様式)及び申請時に未成年者である場合は親権者の承諾書(第8号様式)を添付し提出させるものとする。

2 事業主体は、研修支援費の支給に際し、次の条件を付するものとする。なお、研修生に研修支援費の返還義務が発生した場合、事業主体は市に対し、研修生に支給した金額に市の補助率を乗じた額を速やかに返還しなければならない。

〈条件〉

研修期間中及び研修期間終了後に次の事由が生じた場合には、研修生は原則として既に支給を受けた研修支援費を事業主体に返還しなければならない。

(1) 研修期間中に研修を中止したとき。

(2) 研修修了後、原則として1年以内に研修を受けた地域の漁業に従事しないとき。

(3) 研修修了後、研修を受けた地域の漁業への従事期間が原則として、継続して3年間に満たないとき。

3 事業主体は、支給が適切であると判断したときは、研修支援費の交付決定を行い、研修支援費を研修生に支給するものとする。

(漁業就業環境の整備)

第10条 事業主体は、研修生が研修終了後に円滑に漁業に従事できるよう、住居の確保、漁船の取得、経営計画の作成指導等の漁業就業環境の整備に努めるものとする。

(研修の中止)

第11条 研修生は、研修期間中に研修を中止したときは、研修中止届(第9号様式)を事業主体に提出するものとする。

(営漁状況の報告)

第12条 研修生は、研修を終了した年及びその翌年から3年までの間、営漁報

告書（第10号様式）を事業主体を経由し、毎年度末までに市長へ提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第13条 事業主体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（第11号様式）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第14条 事業主体は当該年度の事業を完了したときは、事業実績報告書（第12号様式）に事業実績書（第4号様式）を添付し、事業の完了した日から起算して20日を経過した日、又は事業年度の3月31日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の事業実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を事業主体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第16条 前条の規定により通知を受けた事業主体が、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第17条 市長は、事業主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- （3） 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、事業主体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第18条 市長は、必要があると認めるときは事業主体に対し補助金に係る事業

について報告を求め、又は市の職員に調査させることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 防府市新規漁業就業者定着支援事業実施要領（平成22年8月4日制定）
は廃止する。

第 1 号様式

年度新規就業者定着支援事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体
住 所
名 称
代表者名

防府市新規就業者定着支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

第2号様式

年度新規漁業就業者定着支援事業実施計画書

1 事業対象者の概要

ふりがな 氏 名					本 籍	都 道 府 県
生 年 月 日	年	月	日生	性別		
研修中の住所	〒 TEL					
研修前の住所	〒 TEL					
最終学歴	学校名		学部		学科	
	年 月 日 卒業・中退					
職 歴	年月～年月		事業所名、仕事の内容等			
家 族 構 成	氏 名	続柄	年齢	同居・別居	職業・勤務先	
生産基盤等	船 舶	海技免状		漁 具	備 考	
新規漁業就業 希望の動機						

2 研修計画（又は実績）

（1）全体計画（又は全体実績）

年度	研修期間	研修月数	研修先		月当たりの研修日数
			漁業種類	受入漁業者氏名	
	年 月～				
計			—	—	

(2) 当該年度計画（又は実績）

研修期間	年 月 日～ 年 月 日					
研修時期	研修内容				研修漁業種類	
月～ 月						

3 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始時期

年 月

(2) 漁業経営計画

漁業種類	操業時期	収入目標	備 考
計			

(3) 漁船・漁業許可等の取得計画（又は実績）

施設等	規模・能力	取得時期	取得の方法等 (制度資金・自己資金等)

4 経費の配分計画

当 該 年 度 研 修 期 間	研 修 費		負 担 区 分		
	月額	総額	県	市	事業主体
月～ 月 (月間)					

5 事業完了予定年月日

年 月 日

第 3 号様式

年度防府市新規漁業就業者定着支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

(事業主体)
住 所
名 称
代表者名

年度において、下記のとおり新規漁業就業者定着支援事業を実施
したいので、防府市新規漁業就業者定着支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規
定に基づき、補助金 円を交付されるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

3 経費の配分

補助事業に要する経費 (A + B)	負 担 区 分	
	県 A	市 B
円	円	円

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

5 事業完了予定年月日

年 月 日

第4号様式

年度新規漁業就業者定着支援事業計画書・実績書

1 事業対象者の概要

ふりがな 氏 名					本 籍	都 道 府 県
生 年 月 日	年 月 日生	性別	男・女			
研修中の住所	〒 TEL					
研修前の住所	〒 TEL					
最終学歴	学校名		学部		学科	
	年 月 日 卒業・中退					
職 歴	年月～年月	事業所名、仕事の内容等				
家 族 構 成	氏 名	続柄	年齢	同居・別居	職業・勤務先	
生産基盤等	船 舶	海技免状		漁 具		備 考
新規漁業就業 希望の動機						

2 研修計画（又は実績）

（1） 全体計画（又は全体実績）

年度	研修期間	研修月数	研修先		月当たりの研修日数
			漁業種類	受入漁業者氏名	
	年 月～				
計			—	—	

(2) 当該年度計画（又は実績）

研修期間	年 月 日～ 年 月 日					
研修時期	研修内容				研修漁業種類	
月～ 月						

3 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始時期

年 月

(2) 漁業経営計画

漁業種類	操業時期	収入目標	備 考
計			

(3) 漁船・漁業許可等の取得計画（又は実績）

施設等	規模・能力	取得時期	取得の方法等 (制度資金・自己資金等)

4 経費の配分計画

当 該 年 度 研 修 期 間	研 修 費		負 担 区 分		
	月額	総額	県	市	事業主体
月～ 月 (月間)					

5 事業完了予定年月日

年 月 日

第 5 号様式

年度防府市新規漁業就業者定着支援事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

(事業主体)
住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け指令防 第 号で補助金の交付
決定の通知がありました新規漁業就業者定着支援事業について、下記のとおり
事業計画を変更したいので、防府市新規漁業就業者定着支援事業費補助金交付
要綱第 8 条の規定に基づき申請します。

記

1 事業計画の変更の理由

2 変更後の事業計画

別紙のとおり

3 変更後の経費の配分

補助事業に要する経費 (A + B)	負 担 区 分	
	県 A	市 B
円	円	円

4 変更後の収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度変 更予算額	本年度当 初予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度変 更予算額	本年度当 初予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

5 事業計画変更後の事業完了予定年月日

年 月 日

第6号様式

年度新規漁業就業者定着支援事業研修支援費交付申請書

年 月 日

事業主体の長 様

住所
氏名

私は、新規漁業就業者定着支援事業による研修費の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 研修支援費支給希望額

月あたり 円

2 研修支援費支給期間

年 月から 年 月まで

3 略歴等

ふりがな					本籍	都道府県
氏名						
生年月日	年	月	日生	性別 男・女		
研修中の住所	〒 Tel					
研修前の住所	〒 Tel					
最終学歴	学校名			年 月 卒業・中退		
	学部・学科名					
職歴	年 月 ～ 年 月		事業所名・仕事の内容等			

漁業研修歴	年 月 ～ 年 月	受 入 機 関 ・ 研 修 内 容 等				
家 族 構 成	氏 名	続柄	年令	同居・別居	職 業 ・ 勤 務 先	
生活基盤等	船 舶	海 技 免 状		漁 具		備 考
新規漁業就業 希望の動機						

4 研修計画

年度	研修期間	研修月数	漁業種類	指導者氏名	月当たりの 研修日数
計			—	—	

5 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始時期

年 月

(2) 漁業経営計画

漁業種類	操業時期	収入目標	備考
計			

(3) 漁船・漁業許可等の取得計画

施設等	規模・能力	取得時期	取得の方法等 (制度資金・自己資金等)

第7号様式

確 約 書

年 月 日

事業主体の長 様

住 所

氏 名

親権者（申請者が未成年の場合）

住 所

氏 名

㊞（実印）

年 月 日付けで申請した新規漁業就業者定着支援事業の研修支援費について、下記のいずれかに該当する場合には、既に支給を受けた研修支援費を返還することを確約します。

記

- 1 研修期間中に研修を中止したとき
- 2 研修終了後、原則として1年以内に研修を受けた地域の漁業に従事しないとき
- 3 研修終了後、研修を受けた地域の漁業への従事期間が、原則として3年間に満たないとき

第 8 号様式

承 諾 書

年 月 日

事業主体の長 様

私、 は、申請者 が防府市新規漁業就業
者定着支援事業補助金交付要綱第 4 条に規定する研修を受講することを親権者とし
て承諾します。

(親権者)

住 所

氏 名

㊞ (実印)

(申請者)

住 所

氏 名

第 9 号様式

研 修 中 止 届

年 月 日

事業主体の長 様

住 所

氏 名

下記のとおり防府市新規漁業就業者定着支援事業補助金交付要綱第 4 条に規定する研修の受講を中止したので届け出ます。

記

1 中止年月日

年 月 日

2 研修実施期間

年 月 ～ 年 月

3 中止事由

営 漁 報 告 書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所
氏 名

年の営漁実績について以下のとおり報告します。

1 年間操業実績

月	漁 業 種 類	対 象 魚 種	年間出漁日数
月～ 月 (箇月)			

2 今漁期の状況(漁海況や魚価、経営状況について記載)

3 来漁期の課題及び改善策

※確定申告書の写しを添付すること

第 1 1 号様式

年度防府市新規漁業就業者定着支援事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

（宛先）防府市長

（事業主体）

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付け指令防 第 号で補助金の交付
決定の通知がありました新規漁業就業者定着支援事業について、下記のとおり
事業を中止（廃止）したいので、防府市新規漁業就業者定着支援事業費補助金
交付要綱第 1 3 条の規定に基づき申請します。

1 事業の中止（廃止）の理由

2 事業の中止（廃止）後の措置

3 事業の中止（廃止）予定年月日

年 月 日

第 1 2 号様式

年度防府市新規漁業就業者定着支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

(事業主体)
住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け指令防 第 号をもって交付決定通知のありました防府市新規漁業就業者定着支援事業を完了したので、防府市新規漁業就業者定着支援事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定に基づき報告します。

記

1 事業の目的

2 事業実績

別紙のとおり

3 経費の配分

補助事業に要する経費 (A + B)	負 担 区 分	
	県 A	市 B
円	円	円

4 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

※ 備考欄には事業ごとに仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし。」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5 事業完了年月日

年 月 日

第 1 3 号様式

年度防府市新規漁業就業者定着支援事業費補助金交付請求書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

(事業主体)
住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け指令防 第 号をもって補助金の額の確定通知のあった新規漁業就業者定着支援事業について、防府市新規漁業就業者定着支援事業費補助金交付要綱第 1 6 条の規定に基づき、補助金円を交付されるよう請求します。

記

補助事業に要した経費	補助金の確定額	請求額

※振込口座
金融機関名・支店
口座種別・番号
口座名義